

## 葛巻町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 葛巻町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度		流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数			
処 理 場 数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、料金改定を行った。 【水 道 水】基本料金 1,650円 (20㎡まで) 超過料金 132円 (20㎡を超える分) 【水道水以外】基本料金 1,650円 加算額 770円		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、料金改定を行った。 【水 道 水】基本料金 2,200円 (20㎡まで) 超過料金 154円 (20㎡を超え50㎡まで) 165円 (50㎡を超え100㎡まで) 176円 (100㎡を超える分) 【水道水以外】基本料金 2,200円 換算世帯員 (従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。) 1人につき 1,100円		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	-		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 1,620 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 円
	平成29年度 1,620 円		平成29年度 円
	平成30年度 1,620 円		平成30年度 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	4名（上水道事業及び特定地域生活排水処理事業と兼務）
事業運営組織	平成18年4月1日に建設課と上下水道課を統合され、建設水道課となった。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	浄化槽維持における点検整備、清掃、トラブル発生時の対応等の管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	-
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	-

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。

## 2. 経営の基本方針

本町では、公共用水域の水質汚濁の防止を図り農村生活環境の向上のため町中心部は農業集落排水事業、それ以外の地区は平成13年度から町整備型浄化槽事業により公共用水域の水質汚濁の防止を図り農村生活環境の向上に努めている。全町的な人口減少により処理区内の人口減少に伴う利用料の減少が懸念される。利用料の増加を図るためには、水洗化率を向上させることが重要課題であり、水洗化に対する啓蒙活動等を行い、水洗化率を向上させ使用料を確保していくことが必要である。

・水洗化率の向上(町全体普及率目標70%)

全町的に人口減少が進んでおり処理区内の人口も減少傾向にあり、それに伴う料金収入の減少が見込まれる。一方で供用開始から20年が経過している浄化槽もあり、経年劣化等に伴う施設の維持管理費が増加が懸念されるなど、経営的には非常に厳しい状況になってくることが予測される。今後、未接続者の接続に向けた取組みが重要となってくることから、スマートフォン向け情報配信システム、町広報誌等により、未接続者に対し設置に向けた意識の向上に努め、接続者の確保を図るものとする。

・維持管理に関する事項

計画的な維持管理により、早期に修繕を行い適切な管理を行う。

・使用料に関する事項

消費税率の改正に伴う料金改定。その他、必要に応じ、料金改定の検討を行う。

・公営企業会計移行(法適用)に関する事項

公営企業会計移行に向けた準備を行う予定(令和6年度以降予定)。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中の建設改良費については、浄化槽市町村整備推進事業を活用し、合併処理浄化槽の設置を推進するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

国庫補助金、企業債及び受益者分担金を充てることで算出し計上している。

資本的支出に係る財源不足分については、一般会計からの繰入金(他会計補助金)により補填することで計上している。

使用料金収入については、浄化槽設置基数の増に伴う収入増を見込んでいるが、人口減少に伴う処理人口の減少も勘案し、全体としては微増することで計上している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託費については、現在の委託費用をベースとし、浄化槽設置基数の増に伴う増加分を加算し計上している。

・修繕費については、過去の修繕実績をベースとし、浄化槽設置後の経過年数を勘案し修繕費を推計のうえ計上している。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1) において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	・全町的な人口減少に伴い処理人口の減が推測されることから、使用料金は減少傾向になると見込まれる。一方、設置数の増加により当面収益の増加する計画としている。また、経年劣化等により施設、設備の維持管理費の増が見込まれる状況にあため、事業全体の経営状況の推移を適切に把握し、適正な受益者分担を考慮しながら、料金改定について検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	—

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	計画的な施設設備のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
その他の取組	—

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、概ね5年毎を目安に見直しを行う。
---------------------	-----------------------------

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前年度 〔 H30 〕	本年度 〔 H31 R1 〕	〔 R2 〕	〔 R3 〕	〔 R4 〕	〔 R5 〕	〔 R6 〕	〔 R7 〕	〔 R8 〕	〔 R9 〕	〔 R10 〕	〔 R11 〕	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)		22,527	27,909	29,145	28,331	31,016	33,701	34,387	36,072	37,758	39,443	40,128	38,814	
	(1)	営 業 収 益 (B)		12,417	12,766	13,638	14,324	15,009	15,694	16,380	17,065	17,751	18,436	19,121	19,807	
		ア 料 金 収 入		12,417	12,766	13,638	14,324	15,009	15,694	16,380	17,065	17,751	18,436	19,121	19,807	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	営 業 外 収 益		10,110	15,143	15,507	14,007	16,007	18,007	18,007	19,007	20,007	21,007	21,007	19,007	
		ア 他 会 計 繰 入 金		10,000	15,000	15,500	14,000	16,000	18,000	18,000	19,000	20,000	21,000	21,000	19,000	
		イ そ の 他		110	143	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)		18,408	19,510	19,899	20,414	20,925	21,382	21,795	22,172	22,519	22,840	22,139	22,139
		(1)	営 業 費 用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2)	営 業 外 費 用		18,408	19,510	19,899	20,414	20,925	21,382	21,795	22,172	22,519	22,840	22,139	22,139
		ア 支 払 利 息		2,946	3,000	3,063	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他		15,462	16,510	16,836	17,414	17,925	18,382	18,795	19,172	19,519	19,840	20,139	20,139	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)		4,119	8,399	9,246	7,917	10,091	12,319	12,592	13,900	15,239	16,603	17,989	16,675	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)		45,167	22,583	45,271	44,932	44,932	44,932	44,932	44,932	44,932	44,932	44,932	44,932
		(1)	地 方 債		23,400	12,900	32,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2)	他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3)	他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		16,047	6,563	6,771	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	
	(6)	工 事 負 担 金		5,720	3,120	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
	(7)	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)		46,746	28,378	49,945	50,500	51,500	52,500	53,500	55,500	56,500	57,500	58,500	57,500
		(1)	建 設 改 良 費		39,641	19,753	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500
			ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)		7,105	8,625	10,445	11,000	12,000	13,000	14,000	16,000	17,000	18,000	19,000	18,000
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 1,579	△ 5,795	△ 4,674	△ 5,568	△ 6,568	△ 7,568	△ 8,568	△ 10,568	△ 11,568	△ 12,568	△ 13,568	△ 12,568		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前年度 〔H30〕	本年度 〔H31〕 R1	〔R2〕	〔R3〕	〔R4〕	〔R5〕	〔R6〕	〔R7〕	〔R8〕	〔R9〕	〔R10〕	〔R11〕
収支再差引 (E)+(I) (J)	2,540	2,604	4,572	2,349	3,523	4,751	4,024	3,332	3,671	4,035	4,421	4,107
積立金 (K)	3,860	1,870	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911	3,911
前年度からの繰越金 (L)	1,889	569	1,303	1,964	402	14	854	967	388	148	272	782
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	569	1,303	1,964	402	14	854	967	388	148	272	782	978
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)	569	1,303	1,964	402	14	854	967	388	148	272	782	978
(N)-(O) 赤字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	88.3	99.2	96.0	90.2	94.2	98.0	96.1	94.5	95.5	96.6	97.5	96.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	12,417	12,766	13,638	14,324	15,009	15,694	16,380	17,065	17,751	18,436	19,121	19,807
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	262,329	275,229	304,860	322,860	297,860	297,619	297,619	296,770	296,437	295,204	294,511	293,279

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前年度 本年度 (H30)	本年度 〔H31〕 R1	〔R2〕	〔R3〕	〔R4〕	〔R5〕	〔R6〕	〔R7〕	〔R8〕	〔R9〕	〔R10〕	〔R11〕
収益的収支分	10,000	15,000	15,500	14,000	16,000	18,000	18,000	19,000	20,000	21,000	21,000	19,000
うち基準内繰入金	10,000	11,625	13,508	14,000	15,000	16,000	17,000	19,000	20,000	21,000	21,000	19,000
うち基準外繰入金	0	3,375	1,992	0	1,000	2,000	1,000	0	0	0	0	0
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10,000	15,000	15,500	14,000	16,000	18,000	18,000	19,000	20,000	21,000	21,000	19,000

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

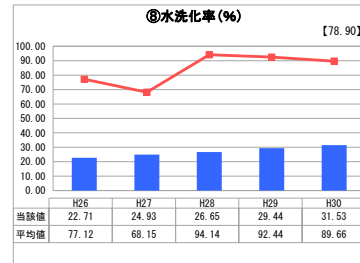
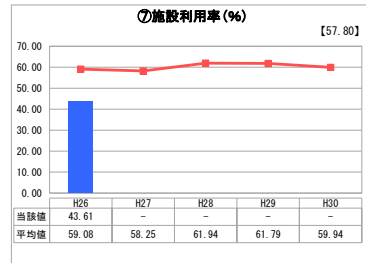
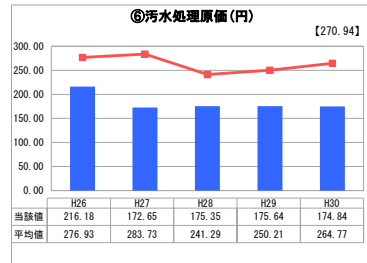
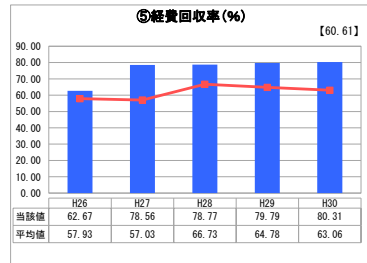
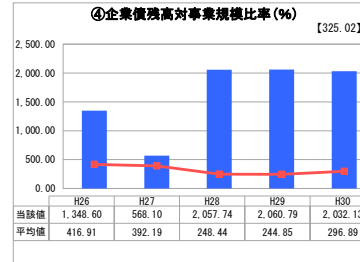
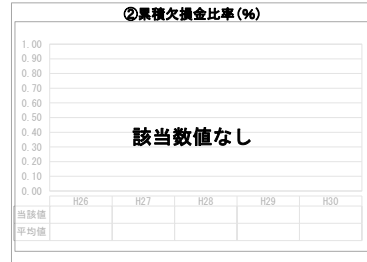
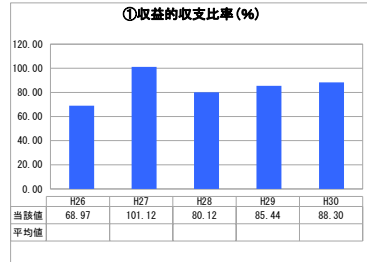
岩手県 葛巻町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	68.96	100.00	1,620

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,203	434.96	14.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,231	434.32	9.74

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性

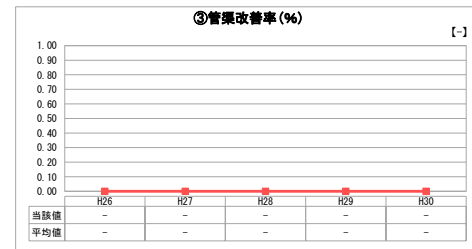
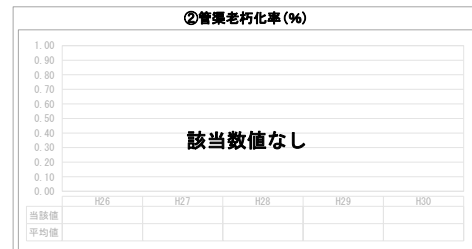


## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当町の下水道事業（特定地域生活排水処理事業）を類似団体と比較すると、浄化槽設置基数の増に伴い「経費回収率」が高く「汚水処理原価」が安い数値となっている。今後はさらなる経費抑制に努め、効率性を高める努力を行うことにより、健全な経営に努めることが必要である。「企業債残高対事業規模比率」は浄化槽設置基数の増に伴う工事費増により、類似団体と比較して高い数値となっている。「水洗化率」は類似団体と比較すると低い数値となっているが、継続して町整備型浄化槽の設置を行っていることで、年々少しずつは向上している。今後も普及促進を図るため、積極的な啓蒙活動をおこなう努力が必要である。

## 2. 老朽化の状況



### 2. 老朽化の状況について

当町の特定地域生活排水処理事業は、農業集落排水事業区域以外を対象として、平成13年度より町整備型浄化槽で供用開始している。町整備型浄化槽となった平成13年度から供用している浄化槽は18年、平成13年以前に個人設置型浄化槽で設置されたもので寄付採納された浄化槽は平成5年から供用されているため、浄化槽の老朽化に伴う浄化槽機器設備類の修繕が増加することが見込まれる。国では公共施設等の長寿命化、計画的な更新等の長期的な公共施設マネジメントの取組を推進するため「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、令和2年度までに「個別施設計画」の策定を求めている。今後においても、定期的な点検及び維持管理を行い、中長期的な視点で計画的、かつ効率的に修繕を行い、修繕費用の抑制に努める必要がある。

### 全体総括

類似団体と比較して特に改善が必要となる部分は「水洗化率」であることが分かる。平成26年度より町単独事業である水洗化普及支援事業を継続して水洗化率の向上に努める必要がある。また、効率的な施設管理に努め、さらには使用料金の見直しの検討を行い、健全な経営を実施できるよう計画的に実施する必要がある。平成31年1月25日付け総務大臣通知により、令和5年度までに公営企業会計に移行することが必要があり、法適化に移行することで経営成績や財政状況などの経営状況をより的確に把握、施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現況の適切な把握、投資資金の期間配分の算定による料金対象原価の適正な計算等も可能となり、経営の効率化、健全化が期待できることから、早期に検討を進めていきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。